

労働者派遣事業に関わる情報（2023 年度実績）

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、以下の情報を提供します。

（対象期間：2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日）

【 本社 】 大阪府大阪市中央区瓦町 1-4-8 瓦町恒和ビル 1, 3, 5 階

① 2024 年 3 月 31 日付 派遣労働者数	22 人
② 2023 年度 派遣先事業所数（実数）	4 事業所
③ 2023 年度 労働者派遣に関する料金の額 ※	37,410 円
④ 2023 年度 派遣労働者の賃金の額 ※	21,892 円
⑤ 2023 年度 マージン率 ※※ $(③ - ④) / ③$	41.5%

【 東京支店 】 東京都千代田区九段南 1-5-6 りそな九段ビル 3 階

① 2024 年 3 月 31 日付 派遣労働者数	7 人
② 2023 年度 派遣先事業所数（実数）	6 事業所
③ 2023 年度 労働者派遣に関する料金の額 ※	42,376 円
④ 2023 年度 派遣労働者の賃金の額 ※	28,781 円
⑤ 2023 年度 マージン率 ※※ $(③ - ④) / ③$	32.1%

※ ③労働者派遣に関する料金の額および④派遣労働者の賃金の額は、1 日 8 時間当たりの平均額

※※ マージンには、弊社が負担する法定福利厚生費・法定外福利厚生費・教育訓練費・事業経費などが含まれます。

教育訓練

新入社員研修、ビジネススキル研修、コンプライアンス研修、システム等技能訓練研修 等

その他参考となると認められる事項（福利厚生等）

社会保険（健康保険・厚生年金・労災保険・雇用保険）、通勤交通費、健康診断、年次有給休暇 等

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項について

派遣労使協定の締結	あり
労使協定の対象となる労働者の範囲	派遣労働者全員
労使協定の有効期間の終期	本社 2024 年 11 月 30 日 東京支店 2025 年 1 月 31 日

以上